中央区複合庁舎区民ギャラリー取扱要領

令和７年２月10日　中央区長決裁
（令和８年11月１日　最終改正）

（目的）
第１条　この要領は、札幌市庁舎管理規則第10条第４号に基づき許可を行う中央区複合庁舎内１階区民ギャラリー（以下「ギャラリー」という）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用対象事業）
第２条　ギャラリーで行うことができる事業は、区民のまちづくり意識の高揚及び中央区のにぎわいづくりに寄与し、来庁者を対象に行う次の⑴～⑸に掲げるものとする。
⑴ 日ごろの活動を広く紹介するための取り組み
　絵画、陶芸等の作品展示、サークル活動紹介など
⑵ 地域活動への多世代の参加・交流を促す取り組み
　ワークショップ、工作体験など
⑶ 福祉活動の普及・啓発を図る取り組み
　障がい者アート作品展、活動紹介など
⑷ 市民、行政機関、学校、公共的団体等からの情報発信
　地域情報・観光情報の紹介、パネル展、各種啓発イベントなど
⑸ その他、区民のまちづくり意識を高める取り組み
　ボランティア体験、チャリティー事業など

（使用対象者）
第３条　ギャラリーを使用することができる者は、次の⑴～⑻に掲げる者とする。
⑴ 中央区内の町内会、住民組織、まちづくり団体
⑵ 中央区民センター又は中央区内の地区センターで活動するサークル
⑶ 中央区に所在する学校等
⑷ 中央区内で地域貢献活動を行う企業、ＮＰＯ団体、ボランティア団体等
⑸ 中央区内の福祉施設、福祉団体
⑹ 中央区内でスポーツ・文化・芸術活動を行うグループ・個人
⑺ 行政機関、公共的団体等
⑻ 中央区複合庁舎内の関係団体

（利用料）
第４条　使用者は、ギャラリー及びギャラリーの備品を無料で利用することができる。

（使用期間等）
第５条　ギャラリーの使用時間は、午前９時から午後５時までとする。
２　ギャラリーの使用可能日は土、日、祝休日及び年末年始を除いた日とし、使用期間は１団体につき月７日間を限度とする。
３　区長が特に必要と認める場合は、第１項の使用開始時間を繰り上げ、若しくは使用終了時間を繰り下げて使用させ、前項の使用可能日以外の日（年末年始を除く。）に使用させ、又は同項の使用期間の限度を超えて使用させることができるものとする。
４　ギャラリーは、中央区が業務上使用する期間又は時間は使用できないものとする。

（販売行為）
第６条　ギャラリーでの販売行為は、営利を目的としないものであって、かつ、次の⑴～⑶に定める場合のみ行うことができるものとする。
⑴ 地域活動やまちづくり活動に資するリサイクルバザー等の販売
⑵ 福祉団体等による製作品等の販売

(3) 地域の魅力発信を目的とした行政機関等による特産品等の販売

（使用許可の申請）
第７条　ギャラリーを使用しようとする者は、中央区複合庁舎区民ギャラリー使用申請書（様式１）により区長に申請しなければならない。
２　使用許可を受けた後に、使用目的その他の許可申請内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を区長に申し出て、新たに許可を受けなければならない。

（受付期間）
第８条　使用日の３か月前の同日を受付開始日とする。ただし、受付開始日が土、日、祝日、年末年始である場合、翌開庁日を受付開始日とする。

（使用許可）
第９条　区長がギャラリーの使用を許可したときは、中央区複合庁舎区民ギャラリー使用許可書（様式２）を申請者に交付する。
２　使用方法については、あらかじめ担当職員に協議し、その指示に従わなければならない。

（使用の取消し）
第10条　中央区複合庁舎区民ギャラリー使用許可書（様式２）の交付を受けた後に、使用しなくなったときは、直ちにその旨を区長に申し出て取消しの手続きを行わなければならない。

（当日の使用手順）
第11条　許可を受けてギャラリーを使用する者は、中央区複合庁舎区民ギャラリー使用許可書（様式２）を持参のうえ使用しなければならない。
２　ギャラリーの使用後は、速やかに原状に復しなければならない。

（使用の不許可）
第12条　次の(1)～(8)に該当するときは、その使用を許可しない。
(1) 庁舎の管理上支障があるとき。
(2) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
(3) 特定の思想や政治的な主義・主張に関わる事業で、行政の中立性を損なうおそれがあるとき。
(4) 宗教の普及を主たる目的とした事業であると認められるとき。
(5) 第６条に該当しない企業・個人等の営業活動や、ＮＰＯ・福祉団体等の活動目的に合致しない販売行為を行うとき。
(6) 会費又は入場料等を徴収するとき（材料費相当の徴収を除く。）。
(7) 一般来庁者を対象としない会員限定の行事（内部会議、練習会など）を行うとき。
(8) その他、区長が不適当と認めるとき。

（使用許可の変更）
第13条　次の(1)～(6)に該当するときは、区長は使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。
(1) 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
(2) 使用許可時の条件に違反したとき。
(3) 災害その他の不可抗力により使用できなくなったとき。
(4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年２月26日条例第６号）第２条第１号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められるとき。
(5) 中央区が業務に使用する必要が生じたとき。
(6) その他、区長が特に必要と認めるとき。
２　前項の措置によって損害が生じることがあっても、区長及び札幌市はその責を負わない。

（禁止行為）
第14条　使用者は、次の(1)～(7)に定める行為をしてはならない。
(1) 飲酒、喫煙行為
(2) 火気を使用する行為

(3) 大きな音をたてる行為
(4) 床面、壁面、天井への工作行為
(5) 施設、備品等をき損し、若しくは汚損する行為
(6) 凶器、その他の危険物を持ち込む行為
(7) その他、区長が不適当と認める行為

（使用中の管理）

第15条　使用者は、ギャラリー使用中の管理について一切の責任を持つとともに、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　使用期間中に、展示物等の使用者所有物品に損害が生じたとしても、中央区は一切の責任を負わない。

（損害賠償）

第16条　ギャラリーの使用に際し、来庁者、通行人又は庁舎内の物品、工作物等に対し、使用者の責に帰すべき事由により損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

附　則

この要領は、令和７年２月10日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和８年11月１日から施行する。

２　改正前の要領の規定によりなされた許可その他の手続は、改正後の要領の規定によりなされた許可その他の手続とみなす。